

## リバーフロントNEXT ロゴの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、リバーフロントNEXT ロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴの仕様)

第2条 ロゴの形状及び色彩は、別に定める「リバーフロントNEXT ロゴデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」のとおりとする。

### (ロゴの使用目的)

第3条 ロゴは、都心部の回遊性向上を図るため、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアにおいて、これまでの川に背を向けていたまちのつくりを川に向かって開かれたまちに誘導していく「リバーフロントNEXT」の取組みについて、民間事業者や市民に対して広く発信するために使用するもの。

### (使用者)

第4条 次条に規定する届出を行った者で第6条各号に該当しない者、または次条ただし書きに該当する者（以下、「使用者」という。）とする。

### (届出)

第5条 ロゴを使用しようとする者は、市長に対して、あらかじめ「リバーフロントNEXT ロゴ使用届出書（様式第1号）」に必要な書類を添付して届出をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市がその構成員である団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 市民が地域の行事等で使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (5) その他市長が申請を要しないと認めた場合

### (ロゴ使用の不許可)

第6条 市長は、前条の届出書の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの使用を認めないものとし、その旨を届出を行った者に通知する。

- (1) 市の信用や品位を損なうおそれがある場合

- (2) 法令や公序良俗に反する事業，又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員を利するおそれがある場合
- (4) その他，その使用が著しく不相当と市長が認める場合

#### (使用期限)

第7条 ロゴを使用できる期間は，原則として，届出をした日から最初の年度末までとし，双方より申し出のない限り自動更新する。なお，届出書に記載する使用予定期間を越えないものとする。

#### (使用上の遵守事項)

第8条 ロゴの使用者は，ロゴを使用するにあたり，第2条のデザインマニュアルを遵守し，本来のデザインとの同一性を損なわないようにしなければならない。また，ロゴのデザインデータを第三者に譲渡し，または継承させてはならない。ただし，あらかじめ市長の承諾を得た場合は，この限りではない。

#### (使用状況の確認)

第9条 市長は，ロゴの使用状況を確認するために，使用者に対して，資料の提出又は報告を求めることができ，使用者は速やかにこれに応じなければならない。

#### (権利設定の禁止)

第10条 使用者は，ロゴを含むものについて，商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録，意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等，知的財産に関する一切の権利を新たに取得してはならない。

#### (使用者の違反等に対する取扱い)

第11条 市長は，使用者が，この要綱に違反したときは，ロゴの使用に係る必要な助言・指導又はその使用の差し止めを命じることができる。

2 使用の差し止めにより使用者に損害が生じても，市長はその責任を負わない。

#### (紛争の解決)

第12条 使用者は，ロゴの使用に関して，第三者との間に紛争が生じた場合は，速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし，市長は一切の責任を負わないものとする。また，使用によって第三者に損害が発生した場合も市長は何ら責任を負わないものとする。

(使用者の物品等に対する責任)

第13条 ロゴを使用した使用者の物品等の安全性、品質等については、市長が保証するものではなく、すべて使用者が責任を負うものとする。

(事務)

第14条 この要綱に関する事務は、住宅都市局都心創生部都心創生課が行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。